

日本民間放送連盟 「放送番組の違法配信撲滅キャンペーン」

日本民間放送連盟では、2014年度より「放送番組の違法配信撲滅キャンペーン」を実施しています。

啓発スポットを放送したり、動画サイトで配信するなどして、テレビの視聴者やインターネットのユーザーに無断アップロードの違法性を広く周知することを目指しています。



【キャンペーンについて】

テレビ番組を動画投稿サイト等へ許諾無くアップロードして公開している、いわゆる「違法動画」が横行しています。

テレビ番組には、放送局や制作会社のみならず、出演者・原作者・脚本家・作詞家・作曲家・レコード会社など多くの方の権利（著作権・著作隣接権など）が含まれており、テレビ番組を許諾無くインターネット上にアップロードし公開することは、これらすべての権利を侵害する行為です。

また、このような「違法動画」をダウンロードすることも「違法」です。

本キャンペーンは、こうした行為が「違法」であるとの認識を深めていただくことを目的としています。

そして、動画投稿サイト等でアップロードやダウンロードをしない方にも、動画を視聴する際には、“いま、自分が見ている動画は「違法動画」かもしれない”と、意識していただくきっかけになればと思います。

【テレビ番組の違法配信に関わる法制度について】

1. テレビ番組の著作権について

テレビ番組は、その番組を作ったテレビ局や制作会社が「著作権」をもっています。さらに、そのテレビ番組の中には様々な著作物等が含まれており、それぞれに「著作権（著作者人格権を含む）」「著作隣接権（実演家人格権を含む）」などがあります。

2. インターネット上でテレビ番組を公開する場合の権利について

テレビ番組をインターネット上で公開する場合は、上記の権利者およびテレビ局などの番組製作者から「複製権（または録音・録画権）」「公衆送信権（または送信可能化権）」等について許諾を得る必要があります。これらの許諾を得ずにテレビ番組をインターネット上で公開すると、関係権利者の著作権等を侵害することになります。

<アップロードについて>

インターネット上において無断でテレビ番組をアップロードすることは、著作権法違反となります（10年以下の懲役または1000万円以下の罰金（またはその両方）、法人が同様の行為を行った場合は、3億円以下の罰金）。

<ダウンロードについて>

個人的な利用である場合も「違法アップロードされたものであること」を知らながらその動画をダウンロードする行為は違法です。さらに「違法アップロードされたものであること」および「販売（または有料配信等）されている番組であること」を両方知らながらその動画をダウンロードする場合は刑事罰の対象となります（2年以下の懲役または200万円以下の罰金（またはその両方））。

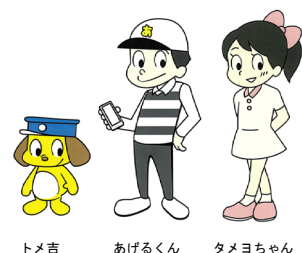
<リンク提供について>

「違法アップロードされたものであること」を知らながら、その動画へのリンク情報を提供する行為は違法です（3年以下の懲役または300万円以下の罰金（またはその両方））。また、違法にアップロードされた動画へのリンク情報を集約するリーチサイトの運営行為やリーチアプリの提供行為も刑事罰の対象となります（5年以下の懲役または500万円以下の罰金（またはその両方））。

民放連「放送番組の違法配信撲滅キャンペーン」ウェブサイト

<https://www.j-ba.or.jp/ihoubokumetsu/>

※右のQRコードからもアクセスできます。



啓発スポットの動画や各放送局が実施している正規配信サービスへのリンクページなどがあります。